

# 支払いがもっと便利に

～コンビニやスマホで税金や保険料などが支払えます～

4月から軽自動車税に加え、他の税目や保険料などでもコンビニエンスストア（以下コンビニ）での支払いが可能になります。

合わせて四国4県のゆうちょ銀行（郵便局）、スマートフォンなどのアプリ（PayB、ヤフーアプリ※下記参照、以下アプリ）での支払いも可能になりますので、ぜひご利用ください。

※これまで通り金融機関、各支所の窓口でも納めることができます。



## 【コンビニ支払いができる科目】

- 市県民税（普通徴収分）
- 軽自動車税
- 固定資産税・都市計画税
- 国民健康保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 保育所保育料

## 【取り扱いコンビニ店】

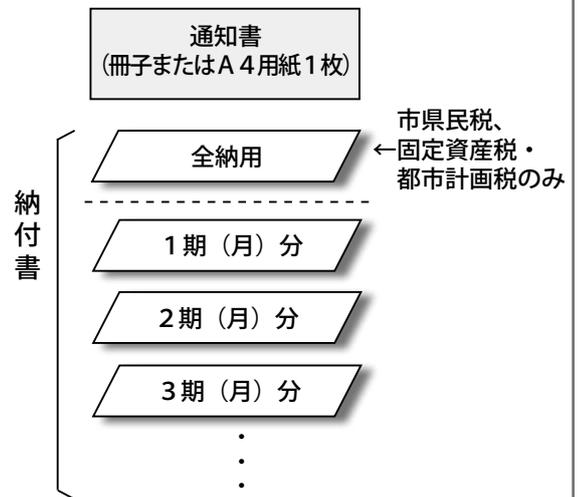
- セブン-イレブン
  - デイリーヤマザキ
  - ファミリーマート
  - ミニストップ
  - ローソン など
- ※納付書の裏面に記載しているコンビニ

## コンビニ支払いができる科目の通知書、納付書の送付様式（軽自動車税以外）

### 注意

納付書は、1枚ずつづられていない状態で送付します。納期を確認し、納付書の取り違いがないようにご注意ください。

※軽自動車税の納付書の様式も変更になります



## 《コンビニで使用できない納付書》

- 納付書1枚の納付額が300,000円を超えるもの（バーコードは印字されていません）
- バーコード印字のない納付書
- 金額を訂正したもの
- 破損・汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- コンビニでの取扱期限（納期限、指定期限など）を過ぎているもの
- 平成31年3月31日以前に発行されたもの

## 《納付日から約3週間以内に納税証明書などの納付の証明書が必要な場合》

アプリ以外の方法で支払いし、領収書を市役所各窓口にお持ちください。

コンビニやアプリで納めた場合、市のシステムで納付確認ができるまで3週間程度かかります。

また、アプリで支払う場合は、領収書が発行されませんので、ご注意ください。



## ※ PayB、ヤフーアプリとは…

納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取り、納期限内であれば、いつでもどこでも登録した銀行口座で納付できるサービス。

詳細は、PayB ホームページ (<https://payb.jp/>)、ヤフーアプリ収納ガイドページ (<https://wallet.yahoo.co.jp/promotion/paymentslip/>) をご覧ください。

## 安心・便利な口座振替がおすすめ

市では、支払いの際に払込窓口に向く手間が省け、納め忘れがない口座振替を推奨しています。

市内金融機関窓口で口座振替依頼書を備えていますので、ぜひご利用ください。

- 【問い合わせ】
- 市県民税（普通徴収）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税 収税課 ☎ 65-1226
  - 国民健康保険料 国保課 ☎ 65-1230
  - 後期高齢者医療保険料 国保課 ☎ 65-1170
  - 介護保険料 介護福祉課 ☎ 65-1241
  - 保育所保育料 子育て支援課 ☎ 65-1242